

調査にあらわれた保護世帯の実態

——青森県五所川原市の場合——

石 崎 宜 雄

A 概 観

青森県民生労働部厚生課発表の昭和三十一年三月三十一日現在における厚生行政現況の示すところによれば、五所川原市における保護世帯の数は総数五三八世帯で、このうちわけは男世帯三三六、女世帯二〇二、之を更に種目別にみると、生活扶助四〇・四%、住宅扶助三八・四%、教育扶助一一・九%、医療扶助九・二%、その他〇・一%となっている。之を又世帯主の状況別に眺めると、世帯主が労働力を有する場合をAとし、世帯主が労働力を有しない場合をBとすれば、Aのうち、自営農林業四七世帯、八・七%、自営非農林四八世帯、八・九%、常用農林二世帯、〇・四%、常用非農林一世帯、二%、日雇農林二六世帯、四・九%、日雇非農林一二四世帯、二三・一%、内職者一九世帯、三・五%、完全失業者一九世帯、三・五%、Bは、六〇才以上の老者六八世帯、一二・六%、傷病者一〇二世

帯一九・〇%、その他七二世帯、一三・四%となっている。Aにおける農林の非農林に対する比率は約三三%である。之を全国並に本県の基準に比較すると次の如く(第一図)である。

(第一図)

種別	区分					その他
	全 国	本 県	五所川原	住宅扶助	教育扶助	
生活扶助	48.2	43.4	40.4	23.7	16.1	11.9
住宅扶助	23.7	33.2	38.4	14.3	9.1	0.1
教育扶助	16.1	14.3	11.9	9.2	0.1	
医療扶助	11.9	9.1	9.2			
その他	0.3	0.1	0.1			

それによれば、当市においては住宅扶助が異常な高さを示すところが一つの特色となっている。又、世帯主の状況別においては次の通り(第二図)で、之を傾向として把握すると、非農林に多く、日雇世帯に多いことは全国の場合とおなじ型を示していることがわかるのである。元来生活保護率の推移は、全国が昭和

(第2図)

		全 国	本 県	五所川原
場合(A) 労働力を有する	農 業	6.0	9.4	8.7
	農 業	8.5	8.6	8.9
	井 田	0.4	0.4	0.4
	非 農	7.7	3.7	2.0
	農 職	4.3	6.0	4.9
	失 職	16.4	20.7	23.1
場合(B) 有しない場合	自 常	9.4	5.0	3.5
	日 内	1.9	2.8	3.5
	完 備	18.0	12.8	12.6
	上 者	24.1	20.7	19.0
	他 業	5.6	9.9	13.4
	60才以上			
有しない場合	A	52.3	56.6	55.0
	B	47.7	43.4	45.0

(註) 全国は昭30.3現在

いう高率を示している本市における年間を通じての被保護率の推移は資料の不完備から確たる方向づけを行うことはできなかったが、県全体が、八月を境として以後漸減の方向をたどり、再び端境期に至って漸増の傾向をたどっていることから推して

(第3図)

区分	月別															
	7月	8	9	10	11	12	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10
美 敷	581	603	610	586	579	544	558	556	538	518	509	504	497	485	476	499
五所川原	55.65	56.98	58.18	53.68	53.84	49.03	51.20	50.32	47.33	46.00	44.05	43.96	49.82	41.46	38.98	36.62
保護率	42.23	41.58	39.80	37.46	36.55	35.01	34.75	35.08	35.33	35.48	34.68	33.69	32.98	32.18	30.60	29.45

二六年以降漸減の傾向を示しているのに対して、本県にあっては逆に漸増の傾向をたどっているのであるが、その中においても、東青について県内第二位と

本市にあっては大凡同傾向をたどっているものと考えられたのであるが、係数に示された限りにおいては必ずしもそうならないのが特に印象に残るところである。即ち(第3図)、昭和三〇年九月において、実数六一〇世帯、保護率五八・一八を示すのに対して、昭和三十一年九月には実数四七六世帯の保護率三八・九八と極めて著しい下降現象を示しているのである。それのみならず、昭和三十一年は三月、四月、五月、六月、七月八月と下降一方という係数は確かに異例というべく、それをそのまま厚生行政の成功と受取るには躊躇を感じるものがあるが、それも本市における厚生行政の一つの特色としてあげうるものである。

更に本市において目につくことは、保護施設や児童福祉施設等の施設が乏しいことである。前記現況にあらわれたところにおいても、五所川原の名を冠したものは、五所川原保育園、五所川原助産所、公益質屋を数えるのみであって、しかも前二者は法人経営と私的経営にすぎないのである。年間約三〇〇〇万円に及ぶ保護費の中から施設充実のための費用を捻出する事は市の財政面から眺めても或は困難な事であるかもしれないが、

その不充分さは見逃す事の出来ない事実である。

最後に、財政規模からみた当市の社会保障費を他の五市との関係においてみると次の如くである。その昭和三十一年度当初予算において実質扶助額の予算総額に対する比率を求めると、青森市二〇・九六%、五所川原市一八・〇九%、弘前市一七・一五%、十和田市一五・六一%、八戸市一三・二一%、黒石市一二・四六%とその順位は青森市に次いで第二位となっている。だが、その第二位も之を内容的にみると、その予算の大部分が生活保護費に投入されているという実態は、それがそのまま苦悶の社会保障費たるに通ずるものをもっているという事ができるようである。

B 調査にあらわれた実態

イ 調査基準について

調査にあたって我々がその手がかりとしたものは、福祉事務所備付の改正社会福祉統計集計表昭和三十一年五月分である。これから逆算して、世帯主が労働力を有しない場合を除き去り、生活扶助世帯を地区別、職業別に区分して先ず第4図を得る事ができた。之によれば、地域的には飯詰と旧五所川原が異常に高く、之を職業別にみると、日雇非農が最高を示し、それについては自営非農と非農系に集中している事がはっきりしてきたのである。従って、之によって自営農一四世帯、自営非農一六世帯、常用非農五世帯、日雇農九世帯、日雇非農四二世帯、

(第4図)

	自営農	自営非農	常用農	常用非農	日雇農	日雇非農	内職者	完失	計	%
好門島橋	21	16		8		38			83	8.3
沙	25				8	12	7		25	2.5
松	8	21			36	16	20	6	62	6.2
長	15	4			8	13			91	9.1
栄	16				30	92		6	37	3.7
飯中	54	32		11	15	34		7	214	21.4
所二区		37		4	6	101	13	24	67	6.7
所三区		10		6	4	28	12	12	179	17.9
所五区		39		3		83	31	12	72	7.2
計	139	159		32	101	417	83	67	998	16.8
%	13.9	15.9		3.2	10.1	41.7	8.3	6.7		100

内職者九世帯、完全失業者六世帯の計一〇一世帯を一応の目途にし之を地区別に配分し、更に之に廃止世帯二五、一般世帯二五を抽出添加し、計一五一世帯を調査対象に選んだ。その結果、更に次の如き表(第5図)を作成した。之に従って対象となる世帯を選んだのであるが、事務所備付の書類の不備から調査は極めて困難を極め、究極において面接調査が可能であった係数は第6図の如くとなり、最初の計画とは可成り異

(第5図)

	自営農	自営非農	常用農	常用非農	日雇農	日雇非農	内職	完失	計	一般家庭	廃止
三好	2	1		1		4			8	2	4
毘沙門	2								2	0	0
松島	2	2			1	2	1	1	8	4	2
長橋	1	1			4	2	2		11	3	3
栄	2				1	2			5	2	3
飯詰	2	3		1	3	10	1	1	22	3	4
中川	5					5	1	1	8	3	1
五区		4		1		8	1	2	16	4	3
五二		1		1		3	1	1	7	2	1
五三		4		1		6	3	1	14	2	4
計	14	16	0	5	9	42	9	6	101	25	25

(第6図)

	抽出数	調査	理在数	没	一般	廃止
三好	8	6	6	2	2~2	4~5
毘沙門	2	1	1	1		
松島	8	7	6	1	4~3	2~3
長橋	11	10	10	1	3~3	3~3
栄	5	5	2		2~0	3~6
飯詰	22	17	14	5	3~3	4~5
中川	8	8	8		3~2	1~1
五区	16	11	10	2	4~4	3~3
五二	7	5	5	2	2~2	3~6
五三	14	11	8	3	2~2	3~5
計	101	81	70	17	25~21	25~31

つたものとならざるを得なかつた。保護家庭は廃止家庭であつたり、時には保護を受けた事がなかつたりといふ事実は町村合併後間もない新市としては或はやむを得ないところといふべきであらうか。

び五人において夫々ピークを示す事が目立っている。しかも一世帯当平均人数は、保護世帯が五・八八人、廃止世帯が六人、対して一般世帯は六・八人とその家族包容力においてま

ロ、家族構成から眺めた実態
調査世帯を家族構成面から眺めると次の如き類型(第7図)を示している。即ち、一般世帯においては夫婦と子の外に祖父又は祖母を含むという形において多世代に亘るものの比率が多くあらわれているのに対して保護世帯、廃止世帯においては、夫婦と子、或は母と子という形のものゝ圧倒的に多くあらわれているのである。之を人員の面から比較すると(第8図)、保護世帯は六人家族、廃止家庭もおなじく六人家族においてピークを示し、

(第7図)

家族類型	区	分	保護世帯	廃止世帯	一般世帯
母	と	子	18	6	
父	と	母	2	1	
母	と	父	2	0	
父	と	母	0	1	
母	と	父	0	0	
父	と	母	0	1	
母	と	父	3	1	10
父	と	母	3	0	
母	と	父	2	5	9
父	と	母	2	0	
母	と	父	5	2	
父	と	母	1	0	
母	と	父	7	2	2
父	と	母	1	0	
計			70	31	21

(第8図)

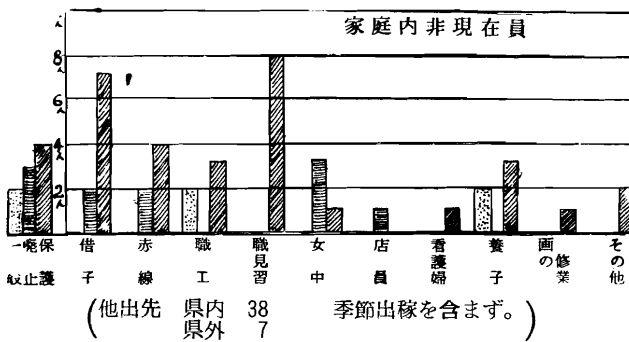
	保護	廃止	一般
人			
1	3	4	1
2	9	3	1
3	7	2	4
4	12	11	2
5	14	5	3
6	12	5	4
7	8	5	2
8	1	1	2
9	3		2
10	2		1
11			
12			
13			
14			
計	70	31	20
平均	5.88人	6.0人	6.8人

来るのである。次の表(第9図)によれば、家庭内非現在員は保護世帯において圧倒的に多く、それについて、廃止家庭が目立っているし、職種においても、保護世帯は、職見習、借子、赤線地帯、養子等下すみの傾向がよく、所謂口べらしのための奉公という事が現象として指摘されるのである。

更に家族構成員を一応一五才を以て区切り、それ以上をA、それ以下をBとする場合、Aを一〇〇とすると、Bの割合は一般世帯が七〇、廃止世帯が七〇、廃止世帯が一〇〇、に対して保護世帯は実に一〇五の高さを示し、構成員内における年少者の比率が殊に大きい事を示しているのである。之を更に構成員の病弱率からながめると、保護世帯一三%、廃止世帯七%に対して、一般世帯はわずかに二%という低さであり、之を健康者の側からみると、保護世帯七一%、廃止世帯七七%、一般世帯が九一%となっているのである。先に述べた年少者包含率の高

さっている事が一応いろいろあるようであり、従って之を逆に非現在家族人員の面からながめると全く正反對な結果となつてあらわれて

(第9図)



さとこれをあわせ考えるとき、可働労働力において保護世帯が如何に恵まれない立場におかれているかという事がわかるのである。労働力が少く、しかも一〇〇中一三人までは病弱であるというのであるから、その事は数字にあらわられただけでも想像に難くないはずである。

ハ、資産状況
昭和三十一年度における五所川原市の市民税総額から割り出した一世帯当りの負担額は四五二三元、之を地区別にみると、最低が飯詰地区における一三二四円、最高が松島地区における六三三円で、最低から最高までのひらきは著しく大きいが一応これによってその地区の平均収入が推測出来るわけで、他に資料のない当市において基準設定はこれによる以外方法がなかった。それによつて、

保護世帯の八二%が月収一万円以下であり、廃止世帯においては六〇%が一万円を下まわっている状況である。昭和二九年度における標準家庭の生活基準が、第一級地において八〇〇二元（第五級地において五六〇一元となっている実情からみて、あまりにもきびしい窮状が察知されるのである。之等の収入源は勿論その職種別によつて異つているのであるから、一律に論ずる事はゆるされぬが、之を夫々、水田、畑、宅地、家屋等の区分に従つて調査した結果をそのまま示すと次のようになつていゝる（第10図）。即ち耕地をもたないものはさておき、耕地をもつてゐる限り、その経営面積に極端な偏差があらわれていて、水田にあつては保護世帯は一反し五反に集中し、廃止世帯は五反し一〇反に集中して段階をつくつており、畑にあつては、保護世帯は一反末満に集中し、廃止世帯は一反末満と一反し五反に半々に集中し、一般世帯も亦一反し五反に集中しているのである。又当地方の慣行として菜園には宅地がそのまま流用されているので、この面を調べると保護世帯が二五坪し三〇坪以下に、廃止世帯においても同様な傾向があらわれているのに対して、一般世帯は五〇坪以上に集中してあらわれているのである。家屋では保護、廃止世帯ともに一棟であるのに対して、一般世帯にあつては最高四棟まであらわれている。

之を逆に消極資産即ち借財の面から見ると次の如くである（第11図―第13図）。即ち、保護、廃止両世帯とも小額にして万遍なく借財が見られるのに対して、一般世帯は借財がないか或はある場合にはむしろ多額であるという傾向が見られ

(第10図)

水田	保護	廃止	一般
0	58	20	5
0~1反	2		
1~5	4	7	3
5~10	3	3	1
10~15	1	1	11
15~20			

畑	保護	廃止	一般
0	48	24	8
0~1反	11	3	4
1~5	6	4	8
5~10	2		1
10~20	1		

宅地	保護	廃止	一般
0	50	20	2
0~5坪	4		
5~10	3	1	1
10~15	4	4	
15~20	5	1	1
20~25	1		1
25~30	1	1	
30~35	1		
50~	9	4	16

るのである。担保物件及び借入先については、保護世帯はまづ市中金融に依存し、之について親せき、知人があらわれ、廃止世帯においては親戚、知人への集中度が高く、一般の場合に銀行があらわれて来るのである。担保物件についても、保護、廃止ともに担保なしが多く見られ、一般では家、水田、畑というのが目立っている。これらによつてもわかるように、借財の性格も自ら異なつており、保護、廃止世帯は専ら日々の生活にあてられるものであり、一般世帯においては生産資財のためのものである事がうかがわれるのである。従つて貯蓄の有無については勿論、保護、廃止世帯ともに○と答てたのは当然の事であらう。

更に之を、各世帯の食糧自給度から眺めると次のようになる（第14図）。即ち、保護、廃止の両世帯においては野菜類が自給出来るというのに対して、一般世帯では米麦の自給が目立っている。前述の経営反別から来る当然の帰結であらう。之を

(第11図)

借財	保護	廃止	一般
1,000~5,000	7	7	
5,000~10,000	5	4	
10,000~15,000	2	4	
15,000~20,000	2		
20,000~25,000	1	2	
25,000~30,000	3		
30,000~35,000	1		
35,000~40,000	1		
40,000~45,000	1	1	
45,000~50,000	2	2	1
50,000~55,000			
55,000~60,000	1		
60,000~65,000			
65,000~70,000			
70,000~80,000	4	2	3
80,000以上	8	2	13
不明	23	6	34
不	1	7	4

(第12図)

借入先	保護	廃止	一般
銀行	1	1	1
市中	13	1	
金融	7	4	
親知	7	3	
その他	16	3	
不明	6		3
不			

(第13図)

担保物	保護	廃止	一般
家田	2	1	2
水畑	2		3
他家	3	1	
を担	3	1	
保	13	7	
不	13	10	
明			

(第14図)

自給	保護	廃止	一般
米	8	8	13
馬	20	8	11
野	29	12	12
不	0	0	0
明	38	16	7
の			
な			
の			

他家からの経済援助し主として実家、本家、妻の実家などである場合しを通して眺めると大凡次(第15図)の如き傾向を示している。即ちそれによれば、保護、廃止両世帯ともに何らか

(第15図)

仕送り	保護	廃止	一般
米	4	3	
穀類	6	3	1
野菜	9	2	
金	4	2	
その他	51	22	20

の形において米或は金などの援助をうけているものが多く、従ってなしという回答を示しているものは、一般にあっては全く自立可能という事の意味であり、この場合自立不可能であるのものにも拘らずないという事である事に注意する必要があるのである。

最後に、生活費の中にあってもっとも重要な食費の面において係数をおつてみると次の如くである(第16図)。勿論こういってもそれは刻明な家計指導の上に立ったものではないの

(第16図)

食費(主+副)	保護	廃止	一般
1000円未満	6		1
1000 ~ 1500	5	2	
1500 ~ 2000			2
2000 ~ 2500	2		
2500 ~ 3000	2		5
3000 ~ 3500	4	1	
3500 ~ 4000	2	2	
4000 ~ 4500	6		
4500 ~ 5000	6		3
5000 ~ 5500	2	3	
5500 ~ 6000	1		
6000 ~ 6500	6	4	1
6500 ~ 7000	3	1	
7000 ~ 7500	2	2	
7500 ~ 8000	4	1	
8000 ~ 8500	3	2	
8500 ~ 9000	3	2	
9000 ~ 10000	3	4	1
10000 以上	4	5	4
不明	2	2	4

で全くの正確さを期することは困難であるが、ただこれを収入とのバランスにおいて眺めるとその食費の全収入に対するしわよせは、殊に保護世帯においてはげしくあらわれていることは必定である。もっとも五所川原地区が家族人員の過多と生産力の低さとのからみあいから、エンゲル係数において青森県平均

五一・四六（昭和三〇年度）をはるかに上まわる六七・八を示している事から推しても、この事は思ひなかに達するものがあるようである。

二、住宅事情

住宅事情についての各世帯区分は次の如くである（第17図—第20図）。即ち、保護世帯においては自家も可成り多く見られるが、借間というのが可成りあらわれてくるし、部屋数も一室というものが、相当数見えている。これに対して一般は何といつても自家が多く、室数も4以上が圧倒的に多い。それに比べて廃止世帯はその中間をいつているといった姿である。

（第17図）

自借区分	保護	廃止	一般
自家間居明	46	28	20
自借借同不	14	2	(1)
	10	1	

（第18図）

建坪	保護	廃止	一般
0~5	13	2	
5~10	16	8	
10~15	18	8	
15~20	10	4	6
20~25	9	4	3
25~30	1		
30~35		2	1
35~40			3
40~45		1	1
45~50			1
50以上		1	4(3)

（第19図）

延坪	保護	廃止	一般
0~5		3	
5~10	10	8	
10~15	14	8	
15~20	20	4	
20~25	13	3	3
25~30			4
30~35	1	2	2
35~40	1		
40~45	1	1	2
45~50			1
50以上	1	1	6(3)

（第20図）

室数	保護	廃止	一般
1	18	4	2
2	24	9	2
3	15	9	5
4	11	6	
5以上	3	8	3(3)

ホ 休養、娯楽、衛生

新聞、雑誌、ラジオ、映画等所謂マスコミと近代社会とは切つても切れない関係をもっている。殊に今日映画は若き世代にとつてはもはや入場の回数に週を以て数えることがふさわしいまでに生活の中に浸みとおっているのであるが、これらは各区分にしたがつて如何なる浸透度を示しているかは興味ある問題

（第21図）

新聞	保護	廃止	一般
0	56	24	7
1	13	7	8
2			2
3	1		4

雑誌	保護	廃止	一般
0	68	29	8
1	2	1	9
2		1	2
3			2

ラジオ	保護	廃止	一般
有	20	20	18
ナシ	50	11	3

映画	保護	廃止	一般
0	50	15	8
1	14	8	6
2	4	5	3
3	2	3	4

である。次にあらわれた表（第21図）によれば、新聞においていつもとつているものと、とつていないものの比率は、とつているものを一〇〇とすれば、とつていないものは保護、廃止世帯ともに三三〇、之に対して一般世帯は、五〇の低率を示している。雑誌においてはこの傾向が更に高まり、ラジオは有りと答えたものを一〇〇とすれば保護世帯においては、ながし二五〇、廃止世帯五〇に対して一般世帯はわずかに一六にすぎないのである。映画においては、月一回以上は映画をみると答えたものを一〇〇とすると、保護世帯においてははみないが二五〇廃止世帯においては九三、之に対して一般世帯は六一と急速に下つているのである。これによれば、保護世帯、廃止世帯共にマ

スコミの問題については受動的にはなりえても主動的にはこれと全く遮断されていることがわかるのであるが、この事は更に後述するように、政治的陥没地帯を形成するような政治的無關心性に通ずるものとして無視することができない面なのである。次に、入浴、散髪、万年床の風習についての係数は次(第22図)の通りである。特に説明を要することはないと思うが、唯保護世帯において、散髪が月三回に及ぶ場合は自家におけるも

(第22図)

風呂	保護	廃止	一般
有	4	5	11
ナシ	66	26	9
0	3	3	1
1	20	7	
2	17	6	3
3以上	30	15	17
散髪	〃	〃	〃
自床	33	10	3
家屋	36	21	18
0	14	4	2
1	53	24	
2	2	3	
3			
万年床	〃	〃	〃
然否	29	11	3
不明	41	19	17
不		1	

のである事をつけ加えておく必要がある。万年床については当地方がまだ一般的に脱脚していない風習だけに各区分に従っ

(第23図)

初産年令	保護	廃止	一般
17~20	19	16	12
21~22	21	8	5
23~25	19	5	3
26~28	3	1	
その他	8		
不明		1	1

分娩回数	〃	〃	〃
1	2	2	2
2	5	2	3
3	5		1
4	7	3	3
5	18	4	3
6	12	7	1
7	8	5	1
8	4	1	3
9	6	2	1
10	1	3	2
11	1	2	1
12	1	1	

死産中絶	〃	〃	〃
1	19	11	3
2	5	1	
3	5		
4	4		

受胎調節	〃	〃	〃
行ない	7	4	4
しない	60	19	16
した	3	3	
その他		2	

てあまりに偏差がみられないのが特色である。次に主婦の初産年令、分娩回数、死産、流産、中絶、受胎調節等についての調査結果は次(第23図)の如くである。之等の係数から推測される事は、一般に早婚でしかも多産でしかも出産についての計画性に乏しい事が目立つようである。特に保護世帯でありながら尙且つ無関心であることは何としても問題であろう。新聞、映画、ラジオ等から遮断され、残るは夫婦間の性的娯楽のみであり、しかもその結果子どものみがいたずらに増加していつているというのであつては、いつになつても低収入と人口の増加の間にくりかえされる悪じゆんかんから脱脚することはできないはずである。病氣とその治療との関係、殊に治病のために呪術が利用されている率は次(第24図)に示された通りであるが、元來呪術性に富んでる当地方においては案外生活の中に深く浸透していると考えられるのにあらわれた係数は案外に低いのがこの場合の特色である。

(第42図)

病人がいるか	保護	廃止	一般
いい	45	21	6
いな	31	11	15

かかりつけの医者	〃	〃	〃
市立	26	7	2
村立	11	2	5
市内	7	2	5
不市	7	2	5
内私	24	8	6
立医		14	

くすり	〃	〃	〃
市内	17	9	7
村配	4		
な	33	18	11
	18	7	3

カミサマ・ゴミソ	〃	〃	〃
いた事あり	14	9	4
いな	15	23	14

へ 常備調味料からみた生活水準

調味料の豊富さという事は地域的或は地理的な規格をはずしてその料理の豊富さという事につながり、それは又生活様式として見た食生活の内容の豊富さをあらわしているという一般論につながる。といわれているが、一今西錦司、村と人間一〇四頁参照―従来の調査において津軽地方では常備調味料二十一種類のうち最頻数は一二乃至一四種類を示している事が知られているのである。その立場から本調査をみると、保護家庭にあらわれた最頻数はわずか四―五種類にすぎず、醤油、味噌、塩、食用油、煮干といったもとも基礎的なものがあらわれるにすぎない場合が一番目立ち、まさに料理というべく単なる味つけ程度の調理方法が日常くりかえされている事が知られるのである。砂糖は七〇世帯中わずかに二三世帯で半数に達せず、殆ど備つけないものに、たん酸、焼干、だし昆布、ふくらし粉、

ソース、かつお節、胡椒、バター、味の素、からしがある。廃止世帯においては半数に亘って常備しているものに醤油、塩、味噌、酢、煮干、食用油、砂糖、カレー粉があり可成りな変化が保護世帯に比べてあらわれてきているが、内容的には必ずしも高いとはいえないようである。しかるに一般世帯においてはこれがまさに一変する。醤油、塩、味噌、胡椒、酢、煮干、焼干、食用油、砂糖、ソース、カレー粉、味の素をその半数以上に亘ってみる事ができるし、バターの出現率も高く、ダシ昆布やからしの如きものも多くみられるのである。そして最頻数も十四種類と上昇するのである。ちなみに二十一種の常備調味料の種類は次の通りである。塩、醤油、味噌、胡椒、酢、タンサン煮干、焼干、食用油、砂糖、だし昆布、唐がらし、ふくらし粉、ソース、カレー粉、かつお節、サッカリン、胡椒、バター、味の素、からし、である。

ト 意 識

生活の中で一番何が欲しいか

この人々は日常の生活の中で一体どんな事を考え又欲しているのだろうか。保護世帯はこぞって健康に集中しているといつてよい。もとく病気を契機としての転落が一番多い保護世帯としては当然の事であろう。それについては仕事、就職があげられる。しかしそれらと並んで「特に希望なし」というのが可成りな率を以てあらわれているが、これは単に「保護費の増額に期待する」というものと一脈相通するものがみられ、その

日限りのあなたまかせの考え方を示すものとして殊に注意すべきものである。かくて子どもの成長に一切をかけるという表現がせい一杯の声となつてあらわれているのである。

廃止世帯においては「子どもへの期待」がもつとも多くみられた。それだけに余裕が幾分でも見られるという事になるかもしれない。それについてあらわれているのが借金の返済である。事業資金が欲しい。健康でありたいがこれについている。

一般世帯においては「特になし」が最高の頻度をもつてあらわれているが、これは保護世帯の場合とは本質的に異なつた安定感に立つてのものと考えられよう。

生活保護の制度があるということを知っているか

生活保護法という法律があるという事を知っているかに対してよせられた解答は次の通りで、保護世帯は六九人中六三人、廃止世帯は三一人中二七人、一般世帯は二一人中一八人で、法そのものの存在については案外多くの人によって確認されているようである。しかし、これを更に内容に立入って調べてみると必ずしも安心感をもつ事はできないのであつて、不利益処分に対する救済方法は勿論、ひたすら役所の温情主義に依存するといふものや、逆に民生委員のおしつけに応じたり権利以前の段階において社会保障を考へるといつた面がつよくあらわれているようである。

その制度をどう思うか

よせられた回答を整理してみると一応の満足が流れている。この制度によつて助かっているという声が随所にあらわれている

いる。それにしても、額が少すぎる、このまま打ち切らないで欲しい事、やはり肩身がせまいこと、民生委員の調査が投げやりであるなどが可成りな声となつてあらわれている事はやはり、受身的な立場にたつての発言である事に注目したい。一般世帯からはそれに対応して政治給をやめて欲しいという声が多くあらわれていた事は注意する必要がある。

どうすれば幸福になれると思うか

そも、保護世帯の人々の考へる幸福とは何であつたかという、数にあらわれた限りにおいては健康、就職、金もうけ、子どもの成長といったぎりぎりの線においてあらわれたものであるらしい。しかしそれとともに、幸福とは自分には無縁のものといつた考へ方も先述の特になしという答に対応するが如く相当数みられる事は、考へてもどうにもならないといつたあきらめがすぐその傍に伏在している事を物語るものであろう。

廃止世帯においては、増収、健康、子どもの成長、借財の返済などがそれとしてあらわれ、それと共に無関心が可成りな数をもつてあらわれていたようである。

一般世帯においてはよく解放感がみられ、家庭の円満、社会の安定などが最高の頻度を以つてあらわれてきている事が目立つたようである。

現在の政治をどう思うか

三つの世帯に共通していへる事は、政治的無関心という事である。保護世帯はそれなりに、一般世帯はそれなりに政治に対しては目をむけようとしないのである。いつてみれば政治とい

うものは自分達と無関係のものといった一般的な空気がここにもつよく流れているのである。みんなのための政治、民衆のための政治をという希望も結局はそういつた中において空転しながらやがて地平線のかなたにかすかなる余韻を残して消え去っていつているというのがせい一杯であったようである。

C ま と め

憲法第十三条は、「すべて国民は個人として尊重される。生命、自由、幸福の追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」といい、第二十五条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定されたためにこそ自ら主権の存する事を宣言してここに十年、制度の上からは近代国家への道は徐々にはあるが整備されながら一方においてはそういった動きとは全く逆に、之をかえってそがいするような動きが一方では成長しつつある一つの極点としての、津軽地方の最低生活者の生活実態にふれる事を思いだつたのは昭和三十一年の夏であった。きっかけは五所川原市福祉事務所の計画にのつた形になつたわけであるが、実際にその現実にもふれてみて、意外にその病根はふかいところにある事を知つたのである。その中においても殊に我々の注目をひいた事は行政そのものにあつた非計画性という事であつたやうにうかがわれる。勿論そこにおいては如何に立派な行政が行われようと到底こえる事の出来ない矛盾が生活そのものの中に伏

在している事は否定できないが、それにしても今日の行政はもはや「感と腹」の段階ではどうにもならないところに来てすでにいるのである。そこではこれこれの係数に従つてこれといふ様な説得力が必要なのであるにも拘らず、どこにもそれらしいものはみられないのである。その意味において当市の厚生行政は現実そのものにふりまわされているといった感がつよかつたのである。

最初にのべた如く、青森県の保護率の増減がその生産構造に対応して、端境期から九月をさかいとして増減する傾向をみせるに拘らず、実際は当市がそれとは全く別に下る一方という事実は必ずしも自然ならざるものを感じないわけにいかないのである。事実調査の過程においてもそういった不満が可成りもたらされてもいたのであるが、幸いに今日までのところそういった「感」にたよつての厚生行政でも何とか大過なくすす事が出来たのは以前にも述べたように受給者側においてみられる無知とそれにもとずくあきらめによるものであり、又津軽地方にまだ多分に残されたオヤクマキ的相互扶助の残存によるものである。いつてみれば、社会構造の未成熟さの故に解決されている面がここではつよくみられるのである。

しかし、そういった社会的要素は今まさに急速にくずれ去つていつている今日、何らかの形において新しい厚生行政の基準が樹立され、それに従つて科学的厚生行政の方向がうち出されていかなければならないのである。その事はひとり当市のみには拘らない。青森県全体の問題であり、日本全体の問題である。

そのためにもこの調査によって得られた係数が一つの基準性を示すに役立つならば幸せであると考えるのである。紙面の制約からくわしく論ずる事は出来なかつた事、これが既に出来あがっているレポートのはんの要約である事など、まことに意をつくさない面もあるが一応報告をという意味においてここに近づつてみたものである。幸い五所川原市当局もこの発表を快く許してくれたのでいずれくわしくは本報告によって見て頂きたいと考えている。